

長崎市企業版ふるさと納税マッチング業務委託に係る公募要領

1 業務の概要

(1) 業務名

長崎市企業版ふるさと納税マッチング業務委託

(2) 業務内容

長崎市企業版ふるさと納税マッチング業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 委託料見込額（1社あたり）

484,000 円（消費税想定額を含む。）

※複数事業者との契約を予定しており、本公募では5社以内の選定を見込んでいる。

すべての契約相手方に対する支払総額の上限は、2,420,000 円（消費税相当額を含む。）

(6) 委託料の算定方法

委託料額は成果報酬型によるものとし、次の式で算定した額とする。

- ・ 寄附金額×委託料率（1 円未満の端数は切り捨てとする。）
- ・ 委託料率の上限は、20%（消費税別）とする。
- ・ 上記金額に消費税及び地方消費税を加算する。

2 応募資格

応募者が満たすべき要件（以下「応募資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

3 応募の手続き

(1) 提出書類

文書 番号	書類名	様式	作成要領
1	提案書	第1号様式	
2	組織調書	様式ア	直近の決算書及び提出日の1月前までに発行された商業登記簿謄本（履行事項全部証明書）を添付すること。
3	業務等実績調書	様式イ	他自治体における同事業の業務実績を証明する書類（実績の写し（例：自治体名、業務内容、実施期間、委託時期、実施内容、寄附獲得金額（万円）、委託料率等がわかるもの））を添付すること。 ※同事業の業務実績がない場合は提出不要。
4	配置予定者調書	様式ウ	担当者ごとに作成すること。
5	参考見積書	様式エ	①寄附想定金額は220万円として作成すること。 ②委託料は寄附金額の22%（税込）を上限とすること。
6	企画書	任意様式	

(2) 提出部数

- ・紙：1部
- ・データ：1部（PDF形式）

提出書類一式をセットにしたものをPDF形式で提出

(3) 提出期限

- ・応募締切：令和8年9月16日（水）午後5時30分【必着】
（提出期限内に下記提出場所の所属に到達していること。）

(4) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所8階
長崎市企画政策部官民連携推進室（電話：095-829-1261）
E-mail: kanminrenkei@city.nagasaki.lg.jp

(5) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。データ資料については、E-mailでの提出とする。

4 審査方法等

(1) 評価基準

別紙「企業版ふるさと納税マッチング業務委託評価基準」のとおり

(2) 審査方法

本市職員による書面審査を行う。

(3) 契約相手方の選定方法

審査職員の評価点数の合計点が満点の6割以上の者を契約相手方として決定する。

ただし、6者以上からの提出があり、契約相手方に対する支払総額の上限額に予定価格が到達した場合は、提出があった者のうち評価点数の合計点が高い5者を契約相手方として決定する。評価点数の合計点が5番目に高い者が同点の場合は評価基準の履行実績の点数が高い者を契約相手方として決定する。なお、履行実績の点数が同点の場合は、くじにより契約相手方を決定する。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本公募要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が1(5)の委託料見込額を超える場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

5 契約書の作成の要否

要

契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に協議、調整の上決定する。また、提案時に参考見積書を徴取している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

6 公募に関する担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所8階

長崎市企画政策部官民連携推進室

TEL：095-829-1261 FAX：095-829-1112 E-mail: kanminrenkei@city.nagasaki.lg.jp